〇九州地方整備局告示第百二十四号

規 る 則 海 玉 洋 土 亚 交 再 成 生 通 三 可 省 + 能 関 工 ___ 係 ネ 年 海 洋 ル 玉 ギ 土 再 交 生 発 通 可 雷 省 能 設 令 工 第 ネ 備 整 + ル ギ 備 七 号 促 進 発 第 電 X 設 域 内 条 備 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 海 整 域 項 備 12 \mathcal{O} に お 規 係 1 定 る 海 7 に 基 玉 域 土 づ \mathcal{O} 交 き、 利 通 用 長 大 \mathcal{O} 臣 崎 促 が 県 進 徴 西 に 関 収 海 す す 市 る る 江 占 法 島 用 沖 律 料 に 施 及 係 行

令和四年十月二十日

び

土

砂

採

取

料

 \mathcal{O}

額

を

定

 \Diamond

る

告

示

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る

九州地方整備局長 藤巻 浩之

土 長 交 崎 県 通 大 西 臣 海 が 市 徴 江 島 収 沖 す る に 占 係 用 る 料 海 及 洋 び 再 土 生 砂 可 採 能 取 工 ネ 料 \mathcal{O} ル ギ 額 を] 定 発 8 雷 る 設 告 備 示 整 備 促 進 区 域 内 \mathcal{O} 海 域 に お 11 7 玉

号) 再 る 当 た 出 だ 場 該 生 L 長 合 課 た 第 可 崎 に さ 額 十 能 県 お 消 れ に 条 西 工 第 費 ネ 1 る 海 六 7 税 消 当 ル 市 費 は 法 該 項 ギ 江 税 促 \mathcal{O} 島 別 昭 発 規 沖 \mathcal{O} 進 表 定 電 に 和 額 区 六 12 を 域 12 設 係 ょ ょ る + 課 内 備 Ŋ \equiv 税 海 り \mathcal{O} 海 算 年 整 洋 基 域 玉 出 法 準 土 再 \mathcal{O} 備 لح 交 律 占 L に 生 た 第 L 用 通 係 可 額 百 7 又 大 る 能 とす 課 は 臣 海 八 工 号 さ 土 が ネ 域 る 徴 れ 砂 \mathcal{O} ル 第 ギ る \mathcal{O} 収 利 六 べ 採 す 用 条 き る 発 取 \mathcal{O} 第 地 に 占 促 雷 方 用 設 進 9 項 き 消 料 に 備 費 課 整 \mathcal{O} 又 関 規 税 さ は す 備 定 12 れ 土 る 促 に 砂 進 相 る 法 当 ベ 採 ょ 律 X き ŋ す 取 域 消 非 る 料 平 内 課 額 費 \mathcal{O} \mathcal{O} 成 税 を 税 額 三 海 + と 加 に は 域 さ 年 え 相 に 当 れ た 别 法 お す る 額 表 律 1 る て Ł 12 第 す \mathcal{O} 額 ょ 八 で る + 及 り 海 あ 75 算 洋 九

別表

占用料

メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二	メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五	メートル未満のもの	外径が○・○七メートル以上○・一	外径が○・○七メートル未満のもの	チェーン、ワイヤー等	漁業用施設	ェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。)	規定する海洋再生可能エネルギー発電設備(チ	海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る	占 用 区 分
									- <u>-</u> 全	一 月 耳 面 利	l		単位
	三十三円二十二十一世二十二十二十二十二十二十二十二十一世十二十一世十二十一世十二十二十二十二			十一円五十銭	十七円五十銭	11十田		F	 §		金額		

							1								
計算し、	2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があ	するものとする。	若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メー	積若	占用面積若しくは長さが一平方メートル	備考									ア ブ レ
し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として				しくは長さに一平方メートル未満若しく			外径が一メートル以上のもの	ル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メート	ートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メ	ートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メ	メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三 □
れを一月として計算するものとする。			さを一平方メートル若しくは	は一メートル未満の端数がある	未満若しくは一メートル未満であるとき、										長さ一メートルにつき一年
とする。	端数があるときは月割をもって		トル若しくは一メートルとして計算	端数があるときは、その全面積	あるとき、又は占用面		三百三十円	百 フ ー ヨ P	ョン ト 三 月	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	百 七 丘 円	7 - 3	ト 丘 月	D ナ ナ 子 ヨ 一 金	

3 占用料の額が百円未満であるとき、又は百円未満の端数があるときは、その全額又はその端数

の額を百円として計算するものとする。

二 土砂採取料

採取容積が一立方メートル未満であるとき、	備考	転石(径五十センチメートル以上)	割石(径五十センチメートル以内)	野面石(径三十センチメートル以内)	玉石(径十五センチメートル以内)	栗石(径十センチメートル以内)	砂利	土砂	採 取 物 区 分
又は採取容積に一立方メートル			一個につき			コブジープルーラ	ープラメートレこつを		単位
方メートル未満の端数があるとき		八十二円	六十円	六十円	七十円	百三十一円	百三十九円	九十四円	金額

附則

は、

その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。

この告示は、公布の日から施行する。